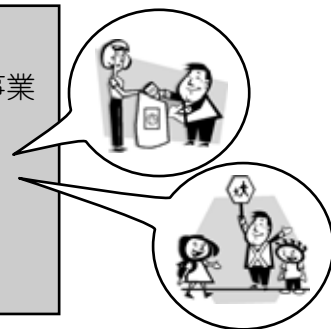


② 企画できる内容 次の条件をすべて満たす事業です。

- ・ 町民の福祉の向上および利益につながり、公益上の必要性が認められる事業
- ・ 営利を目的としない事業
- ・ 町内で実施され、町民を対象とする事業
- ・ 事業計画や収支予算が明確である事業
- ・ 団体の構成員のみを対象としない事業
- ・ 町など（国・県・民間など）から別の補助金などを受けていない事業



わくわくコラボ事業は、企画された事業の経費のうち、補助対象経費（報償費、消耗品費、印刷製本費など）の全額を補助金で交付します。（団体の経常的な運営費や賃金など対象外となる経費もあります。）

単年度で実施できる企画を、その都度の審査により採択を決定します。（複数年度にわたる計画の場合は、単年度に区切って企画書を提出してください。）

補助金交付額の上限は、おおむね650万円（下限は1万円）とします。

※詳細は個別に対応しますので、気軽にご相談ください。

③ 募集期間内に「企画書」を作成し、町へ提出します。

④へ進む

～審査・採択～

④ 町民や町民活動団体の皆さんから提出があった
わくわくアイデア事業「提案書」・わくわくコラボ事業「企画書」

⑤ 町民予算枠審査委員会で審査委員による審査・採点

⑥ 採択・不採択を決定

・ 審査・採点の結果、住民税1%町民予算枠内で採択事業を決定します。

・ 採択された「わくわくアイデア事業」は、予算化し、翌年度（平成25年度）に町（行政）が実施します。

・ 採択された「わくわくコラボ事業」は、翌年度（平成25年度）に企画した町民活動団体が実施します。町からは、採択決定金額の範囲内で補助金が交付されます。

4. 事業の募集

◇募集期間 5月15日（火）～8月15日（水）

◇提出書類 わくわくアイデア事業提案書・わくわくコラボ事業企画書など

◇提案書・企画書用紙 政策協働課窓口または町ホームページで入手できます。

◇提出方法・提出先（提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。）

○持参する場合 役場開庁日の午前8時30分～午後5時15分に、政策協働課へお持ちください。

○郵送する場合 封筒に「わくわくアイデア事業提案書」または「わくわくコラボ事業企画書」と明記のうえ、政策協働課まで郵送してください。（当日消印有効）

（送付先住所）〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越50

□問い合わせ先 政策協働課協働推進係 ☎(48)1111 (内204・303)